

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23593279

研究課題名(和文) 小児医療における子どもの意思決定と看護支援に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Fundamental study on decision-making of children and nursing in pediatric care

研究代表者

佐藤 洋子 (Sato, Yoko)

北海道大学・保健科学研究所・教授

研究者番号：90162502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：権利としての「子どもの意思決定」の起源は、国連の権利条約にあった。しかし、同概念は規範的概念に位置づけられており、一般的に明確な行動規定や実効性は無かった。医療における「子どもの意思決定」は、先行要件としての「子どもの成長発達状況」「健康問題状況」「保護者の子ども観、育児環境」と医療提供者の「アドボカシー」ならびに「医療環境」に関連しており、結果として「自己実現」「自律性セルフケア行動」が導き出された。「子どもの意思決定」という概念を解明していくことは、小児看護の実践において、子どもの自律性や子どものセルフケア能力を促進する看護スキルの構築に有用であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：Children's rights to decision making originated in United Nation's Children's rights to decision making originated in United Nation's Convention. The concept, however, was regarded as the normative one without any behavioral prescription or effectiveness. Children's medical decision making was associated with: "children's growth and development," "their health issues" and "childcare environment and parents' way of seeing their children" as antecedents; healthcare providers' "advocacy"; and healthcare environment. As a consequence, "self-realization," "autonomy" and "self-care behavior" were drawn from this research.

In the childcare practice, clarifying the concept of "children's self decision making" is useful for building nursing skills which facilitate children's autonomy and self-care agency.

研究分野：小児看護学

キーワード：意思決定 子どもの意見表明権 decision-making アドボカシー

1. 研究開始当初の背景

近年、小児専門看護師、小児救急認定看護師の専門化も制度化され、健やか親子 21 をはじめとした、次世代の子どもたちを健やかに育てるための国民運動計画も開始され、子どもの生活環境や権利についての関心が高まっている。入院中の子どもについても例外ではなく、日本看護協会による、「小児看護領域の看護業務基準」、病院のこどもヨーロッパ協会 (EACH) による「病院のこども憲章 (EACH 憲章)」においても、小児に関する権利規定が明文化された。

しかしながら、少子高齢社会の進行は、小児病棟の閉鎖や成人患者との混合病棟化、在院日数の短縮化を背景に、子どもの発達段階を軽視した、治療優先の療養環境に傾倒せざるを得ない状況を生み出した。また、病棟閉鎖や合併、看護師のローテーションなど、小児特有な看護活動において、小児に対するアドボカシーを育む環境が、得られないことも、新たな問題として指摘できる。

研究代表者は平成 12-14 年基盤研究 (課題番号: 12672310 番)「小児医療における情報提供様式の国際比較と看護スキルの開発 - 特に、患児および家族のニーズに焦点を当てて」(研究代表者 佐藤洋子)の研究成果として、小児への情報提供としてオリエンテーションやプレパレーションが普及しつつあるが、それらは保護者向けのツールを用いたものであり、子どもの権利擁護のための看護実践における課題を明らかにした。

加えて、小児医療における子どもの成長発達に関連する権利、すなわち家族の付き添いや面会、ヘルスケアの決定に関する意見表明の機会、遊びや学習に関する施設とその機会、人的環境としての医療保育士、チャイルドライフスペシャリスト、教員の配置など、どのように具現化されているのか、医療環境について実態を調査し、逐次公表をしてきた。これらの結果は、北海道と限られた地域の実態であるが、子どもの成長発達に関し、小児入院環境の整備の必要性を示唆するものであった。

さらに、本研究ではヘルスケアに関する子どもの「意思決定 (decision making)」の実態、ならびに看護活動を含む医療環境が意思決定に及ぼしている要因とその構造を明らかにする、本研究の着想に至った。子どもは自分の健康問題に関する決定に参加し、自分の意見を表明する権利を有することが広く認められている。しかし、病気の子どもの間での決定され、子ども自身の意見やニーズをそれらに反映させる機会は少ない。本研究は、子どもの意思を尊重した医療提供を進めるために、アセント、プレパレーションなど、看護活動が果たす具体的役割と看護スキル開発に有用な示唆をもたらすと考える。

2. 研究の目的

本研究の目的は、医療環境において子どもの成長発達上の権利がどのように具現化されているのか、特にヘルスケアに関する子どもの「意思決定 (decision making)」がどのようなものであるか、またどのようになされているかの実態を明らかにすること、医療環境が意思決定に及ぼしている要因とその構造について明らかにすることにある。

本研究の中心的 concept は “decision making” であるが、わが国では明確な定義がないとされる。本計画書内では便宜上 “decision making” を「意思決定」として用いる。

3. 研究の方法

(1) 国内外の小児の権利、小児医療看護領域における子どもの権利、倫理規定、業務指針ならびに看護者のアドボカシーに関する関連文献、論文を精読し、子どもの「意思決定」の概念について分析する。概念分析の方法として Walker(2005)らによる 8 段階 (8 steps) の概念分析アプローチ (procedures for concept analysis) を用いる。加えて、内外の研究の動向を明らかにする。

(2) 小児看護実践施設に対する質問紙調査により、子どもの権利、倫理規定、業務指針の存否、具現化の実態について明らかにする。特に、子どもの意見表明、意思決定に関連する規定の有無、規定内容と小児看護実践施設の属性の関係について比較検討する。また、小児看護実践者への半構成的質問面接を行い、権利保障の視座から子どもの意思決定に関する認識に関する質的分析を行い、関係因子を検討する。

(3) 上記 1 の概念分析の結果に基づき、入院中の小児期慢性疾患者がヘルスケアに関し意思決定を行うということについて、参加観察によりその関連要因を検討する。

4. 研究成果

23 年度 子どもは自分の健康問題に関する決定に参加し、自分の意見を表明する権利を有することが広く認められている。しかし、病気の子どもの間での決定され、子ども自身の意見やニーズをそれらに反映させる機会は少ない。近年、子どもの意思を尊重した医療提供を進めるために、アセント (assent)、プレパレーション (preparation) など、看護上の取り組みが注目されている。そこで、小児看護における看護スキルを検討する目的で、「子どもの意思決定」の概念を分析した。電子データベース (Pro Quest) により抽出した論文、並びに国内関係文献をランダムに選択し、「子どもの意思決定」の概念について分析した。概念分析の方法として Walker(2005)らによる 8 段階 (8 steps) の概念分析アプローチ (procedures for concept analysis) を参考にした。

権利としての「子どもの意思決定」の起源

は、国連の権利条約にあった。しかし、同概念は規範的概念に位置づけられており、一般的に明確な行動規定や実効性は無かった。医療における「子どもの意思決定」は、先行要件(antecedents)としての「子どもの成長発達状況」「健康問題状況」「保護者の子ども観」「育児環境」と医療提供者の「アドボカシー(advocacy)」ならびに「医療環境」に関連しており、結果(consequences)として「自己実現」「自律性(Autonomy)」「セルフケア行動」が導き出された。

24年度：子どもが意思決定を行う際に必要とする情報、特に病名告知に関する諸外国の事案について、検討した。特に、D.H.Arabiat,らによる小児へのがんの病名・治療告知：その方法に対するヨルダン人母親の認識と満足感、(INR,35(4);48-54,2012)を題材に関係論文をクリティークした。子どもに病名を告知するにあたっては、それぞれの国の文化的要因が関与することに注目する必要がある。

わが国の公表されている論文によると、子どもに対する病名告知という事案の報告は少なく、告知を含む子どもへの情報提供の定は保護者に委ねられているのが現状であることが推測される。子どもに関する医療を保護者がどのように決定するか、保護者の意思決定に関する検討論文が散見され、参照した。

25年度：これに関連して、臨床で研究されていた海外で治験治療を受けるに至った小児の両親に関して、記録物に記述された治験決定にいたるまでの不安や心配事に関する質的な検討に加わり、これを分析した。

医療のグローバル化が進み、自国を離れて海外での医療を受ける機会も少なくない。子どもの海外での臨床試験に参加するに至った幼児期患者と家族への支援を明らかにすることを目的として、両親の意思決定に至るまでの不安や心配ごとについて検討した。患者は進行性神経芽細胞種の幼児で、両親が海外での治療参加の検討を開始し、渡航までの期間の看護記録および診療録の記述から、両親の表出した不安や心配ごとを抽出し、質的に分析した。両親ともに子どもの病状に関するが、不安や心配ごとの中心であった。海外での治療に関する意思決定の関連要因として父親に関しては治療参加に関する手続きや海外生活を支えるためのリソースの紹介が必要であった。母親に対しては、海外生活や付添などに関連した情報提供とサポートが重要であった。

26、27年度：小児がん治療を受ける子どもの意思決定をめぐる法的環境について検討を進めた。小児がん患者は成人に比べて科学両報や放射線療法に対する効果がきわめて高く、現在では70~80%が直るようになってきた。小児ががんの患者は晩期障害の出現や成人患者としての自己管理に向けた移行支

援が重要である。日本は1994年子どもの権利条約を批准し、子どもの意思決定が尊重されつつある。しかし、医療を受ける際に子どもの意思を表明する機会は十分ではない。そこで、日本における病院・職能団体の規定、関連学会の規定、並びに関連する法規、小児がん医療における患者の意思決定に関する法的環境について文献検討に基づき検討した。子どもの権利条約批准後、子どもの権利擁護のためのEACH憲章や看護協会の規定等が小児医療の場で普及しつつある。がん対策基本法(2006年)に基づき政府が策定したがん対策推進基本計画により、2013年に小児がん拠点病院が15か所指定された。同病院による施策により、子どもの自律性を尊重する対応が具現化されつつある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

荒木奈緒、佐藤洋子：小児の入院環境に影響を及ぼす要因の検討、小児保健研究、査読あり、76(6)844-850,2012年。

今野美紀、上村浩太、蝦名美智子、佐藤洋子、他：小児のプレパレーションに対する看護学生の意識 講義前・後・実習後の変化より—日本小児看護学会誌、査読あり、20(1)127-135,2011年。

松森直美、蝦名美智子、3 今野美紀、杉本陽子、榎木野裕美、佐藤洋子、岡田洋子、高橋清子、橋本ゆかり：手術を受けた子供へのプレパレーションに関する親の認識日本小児看護学会誌、査読あり、20(2)1-9,2011年。

[学会発表](計 10 件)

Yoko Sato, Michiko Miyazaki : Legal Environment Regarding Decision Making for Children Treated for Pediatric Cancer、21st World Congress on Medical Law, Aug.4, 2015, Coimbra, Portugal.

大館真美、熊倉寿希、佐竹恵美子、佐藤洋子：2歳8か月患児の骨髄移植事例への関わりを振り返る～プレパレーションに着目して、第11回日本小児がん看護学会、11.30、2013年、福岡。

Yuki Kawakami, Yoko Sato : Review of Psychological Preparation of Children 16th East Asian Forum of Nursing Scholars(EAFONS), Feb. 22.2013, Bangkok, Thailand.

遠山由佳、早坂瑞樹、坂上倫子、佐竹恵美子、佐藤洋子：海外で治験を受ける患児の両親の思いと意思決定に関する検討第10回日本小児がん看護学会、12.1.2012年、横浜。

川上有紀、中田亜由美、佐藤洋子、宮島直子：親が参加するプレパレーションに関

する文献検討,日本看護研究学会第39回学術集会、8.23、2013年、秋田。

勘林美帆里、佐藤美里、川上有紀、佐藤洋子：小児医療支援端末を用いたプレパレーションの効果の検討、日本小児看護学会第23回学術集会、7.13. 2013年、高知。

M. HAYASAKA, R. SAKAGAMI, Y. TOYAMA, E. SATAKE, Y. SATO : SUPPORT FOR DECISION MAKING IN PARENTS OF A CHILD RECEIVING A CLINICAL TRIAL OVERSEAS 1Department of Nursing, Hokkaido University Hospital, 2Faculty of Health Sciences, Hokkaido University, Sapporo, Japan, 25th Quadrennial Congress of the ICN 2013, May.21, 2013, Melbourne, Australia.

Yoko SATO, Miki KONNO, Yukiko YOSHIKAWA, Tsuyoshi ASARI, Michiko EBINA : Children's Decision Making on Health Care: Literature Review on Trends in Nursing Study in Japan and Overseas 15th East Asian Forum of Nursing Scholars(EAFONS) Feb.22, 2012. Singapore.

Michiko Miyazaki, Yukari Watanabe, Yoko Sato : Informed consent in nursing in Japan, The 19th World Congress for Medical Law, Aug.7-10, 2012, Brazil.

Yoko SATO, Michiko MIYAZAKI : Literature Review of Health Care Decision Making by Hospitalized Children in Japan ICN Conference 2011, May. 5, 2011, Malta.

〔図書〕(計 1 件)

佐藤洋子(分担):小児看護学概論改訂第3版(二宮恵子編著) 31-35,南江堂、2016。

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 洋子 (Sato Yoko)
北海道大学・保健科学研究院・教授
研究者番号：90162502

(2)研究分担者

()
研究者番号：

(3)連携研究者

蝦名 美智子 (Ebina Michiko)
札幌医科大学・保健医療学部・教授
研究者番号：20268809